

# 群馬県手話施策実施計画（仮称）

## 群馬県手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する理念や施策の推進に必要な事項を定めるもの。

## 実施計画の基本理念（第1条、第3条）

手話が言語であるとの認識の下、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指す。

## 施策展開（第4条）

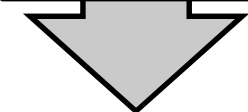


[ア]環境整備(第9条、第10条、第11条)  
○○○○○○○○○○○○○○○○

[イ]社会教育(第6条、第7条、第13条)  
○○○○○○○○○○○○○○○○

[ウ]学校教育(第12条)  
○○○○○○○○○○○○○○○○

## 事業展開



- ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ○○○○○○○○○○○○○○○○○

- ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ○○○○○○○○○○○○○○○○○

- ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ○○○○○○○○○○○○○○○○○